

イングランド・フットボールにおける担い手の変遷史に関する一考察 ～1991年7月裁判と関連する諸議論を中心に～

スポーツ文化研究領域

5008A056-9 宮内 亮吉

研究指導教員：石井 昌幸 准教授

【序章】

潤沢な資金力を背景に国際規模において市場の拡大を遂げたプレミア・リーグ（以下、PLと表記）であるが、一方では行き過ぎた国際化とチケット価格の高騰が問題視されており、長らく「庶民のスポーツ」と呼ばれてきたフットボールは、発祥の地においてその性格を変えつつある。

イングランド・フットボールには19世紀以前より行なわれていたフットボールが様々な形で近代化されていく歴史がある。そしてPLもまた、他の時代と同様にその歴史における大きなうねりの一部なのである。

この歴史において、フットボールの担い手もまた、時代によって変遷していった。PLの設立は、イングランド・フットボールが新たなステータスを獲得すると同時に、独特のフットボール文化をいくらか失うこととなったという意味で、変遷史における大きな転換点であったと言える。

PLの設立をイングランド・フットボールにおける担い手の変遷史上の出来事として考える上で重要な局面が、1991年7月に開かれた裁判と、それに関連した議論である。なぜなら、その内容が「PL設立の是非」という裁判における訴状内容にとどまることなく、イングランド・フットボールが将来どうあるべきかについて広く問

うものであったからである。

第一章では、近現代におけるイングランド・フットボールの歴史を、フットボールにおけるプレイヤーと統括者が誰であったのかという構図に着目しながら概観する。

第二章では、イングランド・フットボール史上における転換点の一つとして、1991年7月に開かれたPLの設立をめぐる裁判を扱う。裁判の内容、および公聴期間と判決後において関係者、ジャーナリスト、フットボール・ファンから寄せられた様々な意見を、裁判記録および当時の新聞記事から抽出し、考察する。

終章では、1991年7月裁判、それに関連する議論、PLの設立といった出来事が、イングランド・フットボールにおける担い手の変遷史を背景として展開されたものであったこと、それらの出来事を十分に理解する上で歴史学的な視点が欠かせないものであるということを確認する。

【第一章】

中世における民俗フットボールのプレイヤーは一般大衆であり、彼らのプレーを各地域の支配者層が庇護する形態でフットボールが行なわれていた。その後、産業革命などによる社会システムの変化とともに民俗フットボールは衰退し、パブリック・スクール内において教育的側面から上流階級

出身の生徒たちによってフットボールがプレーされるようになり、その卒業生たちが主に大学においてアソシエーション・フットボールの礎を築いた。交通機関の発達とともにフットボールを愛好する者たちはイングランド全域に広がり、再び庶民がフットボールの主たるプレイヤーとなった。そして、19世紀末期にはついに労働者階級の中からフットボールを生業とするプロ選手が登場するに至ったが、統括団体であるフットボール協会（以下、F Aと表記）やクラブチームの理事会には依然として上流階級出身者が名を連ねていた。以降、20世紀前期においてフットボールは国民的スポーツとしての地位を築いたが、戦後には人気徐徐に低下し、1960年代以降はフリーガニズムが台頭したことでフットボールへの政治介入の事例が散見されるようになった。1980年代において、的を射ないフリーガニズム対策と警備体制の不備、スタジアムの老朽化などの要素が重なって大規模な事件・事故が発生し、1990年代を迎える頃には100年以上続いたフットボール・リーグ（以下、F Lと表記）というシステムを脱して、F Aの主導によって新たにP Lの設立がなされるという、イングランド・フットボール史における新たな局面を迎えることとなったのである。

【第二章】

裁判において、F Lによる訴えが三つの項目すべてにおいて退けられたことは、紛れもない事実である。

それにもかかわらず、判決後における新聞各紙に掲載された記事の論調は、その多くがP Lの設立に対して冷ややかなもので

あった。紙面上において、P Lの設立を全面的に支持するのはビッグクラブとF Aの関係者のみであり、短期的なビジネスマインドへの批判の声やフットボールの将来を見据えた長期的な視野の重要性などを反映した記事、国民的スポーツとしてのフットボールについての一般大衆による意見が大勢を占めていたのである。

このことから、テレビ放映権料収入の増額などによって経済的な改善が図られる可能性が極めて高く、なおかつ司法の場において是認を受けていたにもかかわらず、P Lの設立に対する支持がかならずしも大きいものではなかった当時の状況を見て取ることができる。

【終章】

公聴期間もしくは判決後における各方面からの反応を考察した結果、1991年7月の裁判が、訴状内容の是非を明らかにするという法廷内における論争のみにとどまらず、イングランド・フットボールがその歴史と現状を受けた上で、将来的にどのような道を進むべきなのかという問題意識を内包していることを窺い知ることができた。

1991年7月裁判、それに関連する議論、P Lの設立といった出来事は、この時代における単体の事象として捉えた場合、あるいはP Lの設立後における商業的な成功のみに目を向けた場合において、その意味を十分に理解することができない出来事である。すなわち、それらはイングランド・フットボールにおける担い手の変遷史上の伝統と革新とのせめぎ合いの場であり、それ故に歴史学的観点において注視する価値のある出来事だったのである。